

1. 津波に対する備えについて ▶▶▶ 沿岸部や河川の流域などの対策必要

津波に対する備えは、今回の東日本大震災に伴う津波で被害を受けた施設に留まらず、沿岸部や河川の流域など広範囲で実施すべきものと思います。

宮城県多賀城市では、2級河川の砂押川を津波が遡り、河口から約2キロの地点で、川が氾濫しました。多賀城市の中心部は、南側の海と北側を流れる砂押川に囲まれています。南側から寄せる津波と、砂押川から溢れた北側からの浸水で、挟み撃ちに遭い、多くの住民が亡くなりました。

いわき市の鮫川も津波が遡りました。津波は、鮫川大橋の橋げたの僅か1メートル下ぐらいまで到達していました。あと数メートル津波が高かったら、鮫川の内陸部でも川が溢れ、被害が広範囲に広がった可能性があります。

2. 双葉郡 8 町村との行政サービスの協働提供について ▶▶▶ 2万人 いわき市へ

平成23年11月25日現在、双葉8町村の住民8,019世帯、20,105人がいわき市で避難生活をしています。避難者に対する、消防や救急、ごみの収集などの行政サービスは、いわき市が提供しています。これを8町村と協働提供できないか。協働提供を避難者もいわき市民も望んでいるのではないかと思います。その可能性について質問しました。

回答としては、消防もごみ収集も、法律上、当該市町村がその区域において責任を果たす、とされていて、協働提供は簡単ではないようです。

今後については、避難元自治体が提供可能な行政サービスについては可能な限り避難元自治体に担っていただくなど、適切に役割分担し、協働で行政サービスの提供に努めて参りたい、とのことでした。

なお、行政サービスには人物金などの資源が必要ですが、財政については国が担保します。また、施設的リソースもいわき市の現有リソースで十分対応可能とのことでした。

3. 災害公営住宅について ▶▶▶ 災害公営住宅の整備に向け前進

仮設住宅や借上げ住宅にお住まいの方々のうち、個人の資力では住宅を再建できない方々に対する、受け皿を用意する必要があります。受け皿の一つが、災害公営住宅です。仮住まいの方々にとって、住居は生活再建の一つのポイントです。災害公営住宅の建設に向けた計画を早期に示し、避難者に安心を提供する必要があります。また、災害公営住宅の整備は、市内で逼迫する賃貸住宅の需給バランスも緩和します。

みなさまのご意見、ご要望をお聞かせください。これからもよろしくお願いたします。



去る11月に再開したいわき・ら・ら・ミュウや来年の海水浴客、さらに小中学校の津波に対する備えを質しました。

商工観光部長からは、効果的な避難訓練の実施、避難経路の確保、避難経路案内図の整備など、積極的な答弁がなされました。特に海水浴客については、避難訓練を実施することにより、大震災の教訓を風化させず、犠牲者を一人も出さない安全な海水浴場の運営に努めたい、と強い意気込みを述べてもらいました。教育部長からも、今後、避難訓練を充実させる、とのこと。

備えあれば憂いなし、言い古された至言の言葉を胸に、備えの怠りなきよう心がけましょう。

いわき市への避難者

町 村	合 計		応急仮設住宅		借上げ住宅	
	世帯数	避難者数	世帯数	避難者数	世帯数	避難者数
浪江町	768	1,726	5	7	763	1,719
双葉町	500	1,128	146	280	354	848
大熊町	1,120	2,753	240	583	880	2,170
葛尾村	20	32	0	0	20	32
川内村	145	275	52	77	93	198
富岡町	2,002	5,084	280	651	1,722	4,433
楡葉町	2,039	5,132	888	2,229	1,151	2,903
広野町	1,425	3,975	670	1,737	755	2,238
合 計	8,019	20,105	2,281	5,564	5,738	14,541

平成23年11月25日現在



当局から、災害公営住宅の建設にあたって、用地の取得や測量、敷地の造成工事、建築設計等を経た上で本体工事に着手する必要があります。完成までには、早くとも2年から3年かかりますが、被災者の方々が安心して生活できる住環境を一日も早く確保するため、出来るだけ早急な整備に努めます、と答弁がありました。